

## 久米島町島外保育士確保対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、久米島町における待機児童の解消に向け、保育士の確保を推進するため、予算の範囲内において、久米島町内の保育施設(久米島町立保育所、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、新たに認可保育所として開設を予定している保育施設及び企業主導型保育事業をいう。以下同じ。)で働くために久米島町外から転居する保育士に対し、その移動費、生活準備費用等を補助することについて、久米島町補助金等交付規則(平成14年久米島町規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の対象者)

第2条 補助の対象となる保育士(以下「補助対象保育士」という。)は次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町外に在住する保育士で、当該年度4月以降に町内の保育施設等に就職した者又は就職が決定した者
- (2) 年齢が60歳未満の者
- (3) 町内の保育施設等で週30時間以上、かつ、2年以上の勤務を行うことができる者
- (4) 私立保育園及び家庭的保育事業所等の保育士確保のための赴任に係る 渡航費等扶助事業での補助金の交付を受けていない者

### (補助額)

第3条 補助金の上限額については、県外からの場合700,000円、県内からの場合400,000円とする。

### (交付要件)

第4条 町長は補助対象保育士が町外から転居して町内の保育施設等に就職が決まった場合において、補助金を交付する。

(交付申請)

第5条 補助対象保育士が、補助金の交付を受けようとするときは、久米島町島外保育士確保対策事業補助金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別表に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出日は、当該年度2月末日を期限とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、久米島町島外保育士確保対策事業補助金交付決定及び額の確定通知(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付手続の省略等)

第7条 規則第4条の規定される交付申請及び規則第14条に規定される額の確定を併合し、規則第13条に規定される実績報告の手続を省略する。

(補助金の請求)

第8条 第6条の通知を受けた者は本町へ転居した後、速やかに久米島町島外保育士確保対策事業補助請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 町長は、前条の請求があった場合は、その内容を精査し、適当と認めるときは、速やかに当該請求者に補助金を支払わなければならない。

(補助対象保育士の義務等)

第10条 補助対象保育士はこの要綱その他関係法令を遵守し、保育施設等における保育に従事しなければならない。

(調査等)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象保育士に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助対象保育士が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する義務に違反しているとき、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、災害、疾病、負傷その他やむを得ないと町長が認める事由がある場合は、この限りでない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公表した日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

久米島町長 様

住所

氏名

生年月日 年 月 日

連絡先

久米島町島外保育士確保対策事業補助金申請書

久米島町島外保育士確保対策事業について、久米島町島外保育士確保対策事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

- 1 勤務予定の保育施設等名
- 2 勤務開始予定日
- 3 添付書類 保育士証・その他資格の証明書類  
誓約書(様式第 4 号)  
印鑑登録証明書(申請者・連帯保証人)  
住民票(現在、居住している市町村の住民票)  
採用通知書(就職が決まったことを証明する書類)  
久米島町島外保育士確保対策事業補助金保育士推薦書(様式第 5 号)  
履歴書(これまでの勤務状況が分かる書類)  
その他必要な書類

別表(第5条関係)

添付書類

- 1 保育士証・その他資格の証明書類
- 2 誓約書(様式第4号)
- 3 印鑑登録証明書(申請者・連帯保証人)
- 4 住民票(現在、居住している市町村の住民票)
- 5 採用通知書(就職が決まったことを証明する書類)
- 6 久米島町島外保育士確保対策事業補助金保育士推薦書(様式第5号)
- 7 履歴書(これまでの勤務状況が分かる書類)
- 8 その他町長が特に必要と認める書類

久米島町指令第 号  
年 月 日

申請者(住所)  
(氏名) 様

久米島町長

久米島町島外保育士確保対策事業補助金交付決定及び額の確定通知

年 月 日付で申請のあった久米島町島外保育士確保対策事業補助金について、久米島町島外保育士確保対策事業補助金交付要綱第6条」の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 交付の条件
  - (1) 久米島町補助金等交付規則、久米島町島外保育士確保対策事業補助金交付要綱その他の関係法令を遵守すること。
  - (2) 町内の保育施設等で週30時間以上、かつ、2年以上勤務すること。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

久米島町長 様

久米島町島外保育士確保対策事業補助金請求書

請求額	拾	万	千	百	拾	一	
							円

ただし、久米島町島外保育士確保対策事業補助金として

上記のとおり請求します。

なお、支払は下記の口座へお願いします。

住 所

氏 名

印

口座振込依頼	
銀行名・支店名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ 名 義 人	

様式第4号(第5条関係)

誓約書

私は、久米島町島外保育士確保対策事業補助金の交付申請に当たり、久米島町島外保育士確保対策事業補助金交付要綱を遵守し、久米島町の保育施設で週30時間以上、かつ、2年以上の勤務に同意し、保育士として働くことを誓約します。

なお、勤務年数が2年未満となった場合は、久米島町島外保育士確保対策事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、遅延なく補助金を全額返還します。

久米島町長 様

年 月 日

住 所

氏 名

実印

連絡先

上記申請者が債務を弁済できないときは、申請者に代わって債務を負うことを誓約します。

久米島町長 様

年 月 日

住 所

氏 名

実印

連絡先

※申請者及び連帯保証人は、それぞれの印鑑登録証明書を併せて提出すること。

※連帯保証人は、申請者の配偶者でないこと。



様式第5号(第5条関係)

久米島町保育士確保対策事業補助金  
保育士推薦書

年 月 日

久米島町長 様

住 所

名 称

代表者名

㊞

連絡先

下記の者を、保育士として採用することにより、待機児童解消に資することが見込まれますので、久米島町島外保育士確保対策事業補助金交付要綱に基づき推薦します。

また、当該保育士が業務を円滑に実施できるよう、その支援の責任をもって取り組みます。

記

保育士氏名		記入者氏名	
(推薦に当たっての意見)			

※人物・身体に関する所見を入れること。